

近世都市における都市開発

— 宝永五年京都大火後の新地形成をめぐって —

鎌 田 道 隆

(一) 近世都市の発展と停滞

江戸時代における京都市街の祖型は、豊臣秀吉による都市改造であり、それをうけて発達した町屋地と、江戸初期の幕府による京都支配の結果形成された新市街とからなっていたといえよう。後者についていえば、二条城の建設や禁裏御所周辺の整備、東西本願寺寺内町の発達、高瀬川開削や寛文新堤の築造による寺町以東の発展といった都市景観・都市域の変容などである。

近世的な統一国家の形成とともに成立してくる近世都市は、中世都市とは比較にならないほどの急激な都市発展をみせる。城下町として政治的につくりだされた新都市はもちろんのこと、在郷町などの小規模都市から地方市場また全国市場の核となった都市もそうである。京都のように歴

史的都市であるとともに秀吉によって近世的改造をうけた場合でも、江戸時代前期の都市発展にはめざましいものがあった。¹⁾

近世都市の発展には、都市支配・都市行政の一元化や、石高制を支える経済的な市場機能の保護育成といった政策、そして意欲的な庶民経済の台頭などが関係していたと考えられる。²⁾しかし、十七世紀の末ころから、都市発展の傾向に急速なかげりが見えはじめ、十八世紀以降は明らかに停滞的状况を示すようになる。何をもちて都市の発展と、いい、また停滞というのかは議論のあるところではあるが、ここでは一応都市域の拡大や人口の増大、都市景観の変容といった外形的な視野に限定しておこう。そして、外形的な停滞状況がかならずしも都市構造や都市機能の面での発達を阻害するものでもないということも付言しておきた

い。

たとえば、京都の場合、江戸時代中期に形成された都市域が、ほぼそのまま近代都市京都にも継承され、昭和二十年代ころまでは、京都の市街地^①区域は、京都大学周辺や京都駅周辺をのぞけば、江戸時代のままであったといつてもよいほどであった。ちなみに、江戸時代中期の洛中の人口は、およそ三十万人から四十万人くらいと考えられるが、近代の京都の旧市街地すなわち上京区・中京区・下京区三区の合計人口は、三十万人前後である。^②都市域や人口の面からみれば、江戸時代から近代まで、京都は長い期間にわたって停滞していたということになろう。こうした停滞が都市の歴史としてマイナスの評価につながるかといえ、かならずしもそうではない。都市生活における経済活動や住環境などの視点からすれば、むしろ高い評価を与えられるものなのかもしれない。^③

こういった景観的な都市の停滞期とはいえ、微視的にみると、さまざまな要因によって都市開発は行なわれており、小規模ながら都市景観や市街化区域の変化をみることでできる。しかも、そうした小規模な都市開発のあり方には、その時代の都市観や都市問題などにかかわる本質的な問題

があらわれており、都市史として注目せざるを得ないものがある。とくに江戸時代中期の都市では、そうした都市開発は新地の形成というかたちであらわれることが多い。

新地とは、文字どおり新しい土地、新開地、新しい屋敷地の意味であり、新屋敷や新家地ともよばれる。為政者側の都合や都市計画によって、既開発地の住民を強制的に立退かせ、未開地へ集団移住させるいわゆる所替えによって替え地として設定される新地や、また土地の所有者や関係市民の意願によって開発が許可される新地などがある。いずれにしても、新地形成の場所は未開発地であり、市街地の縁辺部に設定されるところに特色がある。

本稿では、そうした都市開発のうち、為政者の都市計画によって市街中心部から郊外へ強制的に移住させられる所替えの新地形成をとりあげて論じてみたい。土地の所有者や特定の市民が新地形成を願う場合とは、条件や新地の性格などによりかなり相違がみられると考えられるが、そうした比較の問題は別稿を期したい。

(二) 宝永大火に伴う替え地

宝永五年（一七〇八）三月、京都では大火が発生した。

『上京文書』所収「親町要用亀鑑録」には、「宝永五戊子年三月八日午刻、油小路三条上ル町両替屋市兵衛方より出火、内裏炎上。九日酉刻鎮火。東は寺町、南は錦小路、北は上長者町也」と、京都市街西北部が類焼し、内裏はもちろん「堂上・宮方百余ヶ所、町数三百余町」が焼けたと伝えられている。この禁裏御所はじめ公家町の焼亡が契機となつたらしく、都市計画がおこなわれている。この都市計画が誰の発案によるものか、また担当機関はどこであつたかも判然としないが、『徳川実紀』には公家屋敷の再建費用を補助したり、禁裏・仙洞・女院御所用地の増加などに江戸幕府が積極的に関与したことが記されているので、江戸幕府の主導になる公家街の拡充・整備の都市策定であつたことはまちがいない。

公家町整備の都市計画は、寺町通以西、丸太町通以北、烏丸通以東の地を対象として、その近辺をも必要に応じて組み入れ実施された。このことは、宝永六年刊「京絵図」（亀屋清兵衛版）に該当地域の町々がすでに移転されて「ア

キチ」記載となつて⁷いることや、後年の絵図類や地誌類からも確認される。

移転を命じられた町々住民また寺院などがどうなつたかについて、先に引用した「親町要用亀鑑録」は、「此時、御築地近辺其外町共、多分替地被仰付、西陣、聚楽、或ハ二条新地等へ町内引地ニ相成、且寺社向も二条新地其外へ引地有之候」とほほ町ぐるみ、地域ぐるみの移転となつたことを伝えている。

もうすこし正確な所替えの情報は、『京都御役所向大概覚書』二の「京都堅横町通之事正徳五未年改」の項に留められているので、少し長くなるが関連箇所を抜き出してみよう。⁸

宝永五子年大火以後、御所廻・新在家・榎木町・丸太町・広小路二付、東河原頂妙寺南東⁹所替之寺町家左

二記、

一、南北町六筋

福本町

頭町 和国町

西側若竹町
東側三本木町

西側駒乗師町
東側駒引町

西側光堂新町
東側太方町

両側讚州寺町

西側長倉町
東側菊本町

西側大黒町
東側多門町

西側弁天町
東側若夷町

一、東西町貳筋 町名無之

同年大火以後寺町裏通江所替之公家衆寺町家左二記、

寺町通二条上ル町東側 常盤木町

同二町目東側 藤木町

錦町

榎木町

一、寺町裏通南北新烏丸通

梅木町

西側柳町
東側桜町

一、同通南北新榎木町

角倉町 西革堂町
東御門町 福島町

一、同通荒神町より二条通迄之内東西新道六筋

内小石有之町貳町

高砂町

信濃町

一、寺町裏通東西二条通寺町東江入町北側榎木町

一、同年大火已後元真如堂跡今出川下ル町西側所替之

御所役人町家

町名栄町

同年大火已後寺町通今出川上ル町立本寺跡江所替之町

家

南北貳筋

壹町目 三町目 四町目 新生須町

西側高倉町
東側俵町

元百萬遍町

東西貳筋

新荒神町

一、寺町今出川上ル町東側 俵町

同年大火以後聚楽内野江所替之寺町家

一、南北新道貳筋並七本松通

内

一番町 三番町

四番町 七番町

五番町 六番町

一、東西新道壹筋並仁和寺通

内

貳番町

少々わかりにくい表現のところもあるが、鴨川東の二条
頂妙寺の南東に寺院と町家、寺町通東の二条以北に公家

衆・寺院・町家、元真如堂跡に御所役人および町家、立本寺跡へ町家、聚楽内野へ寺院と町家というように、大別五カ所に所替えがおこなわれたという。ここでは五カ所という地域分類に見えるのであるが、『京都御役所向大概覚書』三の「替地之事」の項では、寺町、河原町、新三本木組屋敷跡、元真如堂跡、立本寺跡、頂妙寺裏、内野の七カ所として書きあげている。そしてこの「七ヶ所宝永五子年類焼以後、御門跡方並公家衆、御所役人、武家方、寺院、町家替地相渡候」と記しており、その替地総坪数と内訳も詳記している。

惣坪数合拾壹萬五千貳百七拾貳坪余

右之訳

- 一、壹萬貳千八百八坪六厘 御門跡方並公家衆
御所役人・武家衆 屋敷渡り
 - 一、五萬千八百貳拾三坪九分五厘 町家渡り
 - 一、三萬六千四百五拾七坪五分 寺院貳拾九ヶ寺渡り
内 頂妙寺貳拾七ヶ寺
内野貳ヶ寺
 - 一、壹萬貳千三百七坪 道坪
 - 一、貳百三拾三坪 溝坪
 - 一、千六百四拾三坪 所々明地
- 是は石川宗十郎並伊勢屋三右衛門荒神町石屋共江御

預ヶ

替え地総坪数が収公地とくらべてどのくらいの割り増しであったか、また町家や寺院などの比率もどうであったかはまったく不明であるが、さきの「京都豎横町通之事」の項の記載とかさねながら判断してみると、次のように理解することができる。

御門跡方や公家衆、御所役人、武家衆への替え地一万二千八百八坪余は、寺町より東、二条より北、鴨川までの間の、いわゆる寺町、河原町、新三本木組屋敷跡と称される地区のなかにおいて付与されている。『京都市史地図編』所収の「享保八年刊京大絵図」などで、該当地域に梶井御門跡・日光御門跡里房、二条家・油小路家・正親町家などの公家屋敷、松平伯耆守、中井主水らの武家屋敷等々が見えているので、この地域は公家街隣接地として準公家屋敷街という理解があつたということであろう。

寺院替え地三万六千四百五十七坪余は、替え地先がさらに明瞭である。鴨東の頂妙寺の南および東の地すなわち二条川東新地に二十七カ寺、内野新地に二カ寺という。これらの寺々は、もと寺町通の二条以北にあつた寺院で、宝永大火で焼亡したのを契機として移転したものである。寺院

が焼亡後に移転した事例は決して少くない。この宝永大火後の替え地とされた元真如堂跡がそのよい例で、元禄五年（一六九二）十二月の火災で焼失した寺町通の今出川下地域¹⁰の真如堂、極楽寺、迎勝寺、大興寺、法性寺などが、洛東黒谷の北や鴨川東岸地域に移されていた。

(三) 寺町の解体と寺院の移転

寺町というのは、豊臣秀吉の都市改造によって、洛中の寺院を市街地の東端に集められて形成されたという寺院街である。¹¹寺町のほか寺之内や寺内町も寺院街区であるが、秀吉の都市改造すなわち京都の近世都市化の象徴とされるのが寺町であったわけである。その寺町通の寺院が火災を契機としてどうかたちではあるが、替え地をあたえられて鴨東や内野などへ移転している。寺院街の形成の目的はどこにあったかは学説の分かれるところであるとはいえず、元禄五年や宝永五年の大火で焼失したあと、かなりの寺院が寺町を去ったことからして、江戸時代中期には近世都市における寺院街の意味は急速に喪失しつつあったとみてよいだろう。

しかし、宝永の大火はもとより数次にわたって焼失しているながら、寺町から移転せず同所に再建をくりかえしている寺院もある。たとえば本禅寺、浄華院、廬山寺などである。いくつかの寺院は移転し、またいくつかの寺院は移転していない。これをどう解すればよいのか、難しい問題であるが、寺院の規模や宗派などの違いによるものではないようである。個々の寺院の事情によるものと考えるのが妥当だろうが、ということはいずれにしても寺院街（寺町）の都市計画的意義が存在していないということでもある。

寺町寺院街の積極的意味は見出し得ないものの、二十七カ寺が二条川東新地に、また立本寺・福勝院の二カ寺が内野新地へ移ったことは注目しておく必要がある。二条新地に移転した二十七カ寺は、ほぼ集居するかたちで寺院街を形成している。また内野新地へ移った立本寺と福勝院は、一番町と七番町というように隣接はしていないものの、この地域は元和・寛永期以降あいついで寺院が建立されたり移転してきたりしており、寺院街化しつつあったところであった。¹²

寺町寺院街の寺々が、いわゆる郊外にあたる地域に集団的に移転していることは、小規模でしかも集団毎には相互

に関連をもちえない立地で散在型の寺院街を形成したものとみることができる。そうした新寺町の形成は、宗教政策上、また都市計画の視点からしてどのような意味があるのかについても、不明の点が多い。寺町通からの移転の理由としては、郊外においてなら寺院境内の拡張が可能であったということが考えられる。また、寺町以東の河原町などの開発が十七世紀にかなり進行して、これまで京都市街の東端であった寺院街が、京都市中域にくみこまれつつあったこともそのひとつの理由となったかもしれない。

話が前後することになるが、宝永大火焼亡地域のうち、丸太町通以北の移転・替え地ということで話を進めてきたが、前述のとおり寺町寺院街については、丸太町以北ではなく二条通北側の要法寺以北の寺々が移転の対象となっている。そして、移転となった寺院の跡地は、町屋地や公家衆屋敷地また武家屋敷地となっている。

寺院の替え地は、江戸時代中期においても一般的にはそれほど容易なことではなかった。ひとつの事例を示しておこう。元禄十三年八月、日蓮宗立本寺の隠居で、西ノ京下立売通紙屋川より一丁東の満願寺日亭が寺地替えの願書を提出した。願いの替え地先は鴨東下岡崎村の氏神天王の神

主林助太夫の居屋敷二千坪のところ、無年貢地ではあるが法性寺の旧地という由緒地であった。ちなみに、満願寺の寺地は百七十坪であった¹³⁾。

満願寺寺地替えの願いは、京都町奉行から所司代松平紀伊守信庸へ上申され、江戸の幕閣の審議するところとなった。方針は月番の寺社奉行永井伊賀守直敬の書面によって伝えられてきた。その文に「寺社引替地、多は難成由、子細有之は元坪を以替之、萬一地広所^江替は、元坪之外境ニ仕切、寺ヶ間敷作事不仕答ニ申付、持添地ニ為仕置候事¹⁴⁾」とあり、寺地替えは一般には認められないこと、特別の子細があつて許可される場合でも、元坪どおりの面積が原則であること、もし替え地先が地広の場所である場合には、元坪の面積地意外は仕切りをつくつて寺院がましき作事をしないことなどというものであつた。

宝永大火後の寺地替えには、多くの寺院がいつせいに集団的に移転していることから、幕府側の意向がこめられていたのではないかと考えられるし、また元禄五年の火災後の真如堂などの移転の先例もあつた。ただし、こうした特別の移転でも、さきの満願寺の事例でみた移転先でも原則として元坪の面積という方針は厳守されたのであろう。川

東二条新地の寺々も内野新地の場合も、ほとんど境内寺地の拡張は見られない。

寺地替え地の場合、かなりきびしい統制下でそれが実行されていると考えられるから、寺地替えが転機となつて、当該寺院の新時代を迎えるとはいちがいに言えなかつたであらう。むしろ、旧地から新地への移転に伴う檀家との關係をいかに解決していったかが注目される。

(四) 町家地の移転

町家地の移転についてみていこう。宝永大火類焼替え地十一万五千二百七十二坪余のうち、町家替え地に渡つた分は五万千八百二十三坪余で、全体の約四五パーセントにあたる。立退き対象となつた区域は、前述のように、丸太町通以北、烏丸通以東の公家町東南部の町々で、移転先は、主として川東二条新地と内野新地であつたようである。以下、伝承等をも含めつつ判明する範囲内で、町家地移転の実際と問題をさぐってみよう。

『山城名跡巡行志』は「二条新地町数二」という項目をあげて、次のように記している。宝永五年三月八日に京都

大火があり、その後禁裏御造営がおこなわれるにより、丸太町北側（京極より烏丸東側まで）の御幸町、麩屋町、富小路、柳馬場、堺町、高倉、間町、東洞院、車屋町（各丸太町以北榎木町まで）の町々はことごとくこの二条新地に移され、また寺町の二条以北の寺院は皆この二条新地にされた。

刊行年は未詳ながら、宝永五年の大火からそう下らない時期のものと考えられている『都すゝめ案内者』⁽¹⁶⁾下巻にも、「二条川ひがし新地之図」が紹介されている。これによると、頂妙寺の仁王門に由来すると考えられる二王門通を中心の東西路とするかたちで、頂妙寺南側と東側に通り名と町名、寺院名が詳細に書きこまれている。しかし、絵図表示が煩雑で脱落、記載もれもある。とりあえず、仁王門通の南側について西から順に通り名をひらうと、新丸太町通、新御幸町通、新富小路通、新柳馬場通、新堺町通、新高倉通とある。仁王門通北側は西から車屋町通、間町通の文字が見えるが、その中間の通り名が脱落している。おそらく東洞院通であらう。またこの北側の通り名には「新」の文字も欠落している。ともあれ、旧地の通り名がわずかに一町程の区間に付されていること、しかもその一町の町域

に複数の町名が見えることが特徴的である。たとえば宝曆十二年刊『京町鑑』で「川東之部」に「新丸太町通」をあげ、「仁王門下ル東側北方多門町」「同西側北方大黒町」「同町東側南方若夷子町」「同西側南方弁天町」を記し、「右一町の内にて小名四つ有」と説明している。

以上のことから、川東二条新地では、旧地の通り名を移すとともに、旧地の町名をも町民の移住とともに移したと、何らかの事情で町民全員が新地へ移住せず、一部の住民が町名とともに新地へ移住してきたこと、新地では一町規模に達しない小規模町内がいくつか連合するかたちで町並みを形成したことがわかる。通り名は、旧地の丸太町以南では生きているために、新地では新の字を冠して旧地の通り名を用いたが、町名は旧地において廃絶するため、旧町名をそのまま移住先へ移したといえる。

共同体というか町内というか、町民がそろって移住することが原則であり、それだからこそ町名も移されたのであろうが、一部町民の脱落すなわち町内会組織の変改も容認されたこともうかがえる。そして、いずれの場合も、川東二条新地では旧町名を用いているのであるから、町名とは地理的な位置や空間を示す名称ではなく、町内会組織また

は集団の名称であったことがわかる。

しかし、町家移住での最大の問題は、日常的な生活とくに経済生活であろう。とくに京都市街地の中心部ともいべき公家町隣接地から、鴨川をへだてた鴨東の郊外の一区画に移された二条川東新地の場合、従来の家業や取り引きなど、重大な事態に遭遇したであろうことは容易に想像できる。集団的な移住方法がとられたことで、該当町内などの近所づきあいをはじめとする小世界の問題はかなり解決できたであろうが、移転先で都市生活が充足されるまでには、新地は都市としての完結性をもっていない。

新地への移住が町家生活にとって、経済的問題を引きおこすことは、二条川東新地だけのことではなかった。内野新地の場合も同様であったと考えられる。内野新地は、かつての平安京大内裏の故地の一部であるとともに、豊臣秀吉の聚楽城下の家臣組屋敷跡とも伝える地であり、聚楽廃城後は荒廃していたといわれる。この上京西郊の地に、宝永大火で焼失した地域のうち、烏丸通下立売東側一帯の新家とよばれた町々の人々が移住して、内野一番町から同七番町におよぶ新地が形成されたという。内野新地の場合、旧地の町名を引きついでいないので、集団移住とはいえず、

二条川東新地ほど各町のなりたちが明瞭ではない。いずれにしても、禁裏西南の市街地中心部から郊外の地へ移住させられたわけであるから、経済的な打撃は大きかったにちがいない。

こうした郊外の新地における経済的困難を打開する方法というべきか、あるいは新地活性化の方策、また封建的な都市開発法というべきであろうか、新地の遊興地化という方向がしばしばあらわれる。

宝永大火後の替え地となった各所においても、前述の遊所化問題は現実となっている。川東二条新地そのものは遊所化したことはないが、同所の北西部に隣接するかたちで二条新地という遊里が形成されている。内野新地も全域が遊所化したわけではないが、四番町・五番町が遊里となった。また、丸太町北、鴨川西のいわゆる新三本木、そして元真如堂跡地にあたる白梅園子も遊里となっている。それぞれの立地も事情も同じではないが、新地と遊所という視点から、つぎに若干の考察を加えてみよう。

(五) 新地の遊所化

宝永大火のあった宝永五年の五月、新河原町筋すなわち先斗町および西石垣、土手町筋、新三本木などで営業していた旅籠屋・豆腐茶屋の停止が命じられた。これらの地域は鴨川西岸に面した新開地で、遊興客に宿や酒食を提供する旅籠屋・煮売屋が軒をならべつつあったようである。土手町筋と新三本木は御用地として召し上げられたことに伴う営業停止であるが、新河原町筋の場合は、宝永大火に伴う都市計画にかかわるものであったかは不明である。ただし、新開地とりわけ鴨川の河畔で遊興の立地条件のよかつたところでは、旅籠屋、茶屋、煮売屋、料理屋などの開業がすすみつつあったことだけは確認できよう。

宝永大火後に替え地となった二条川東新地や内野新地などが、当所から遊所化を前提として形成されたという記録はない。また新地形成から間もなく遊所化したという史料もない。前述のように二条川東新地などは、新地のなかで遊所化したといった事実がない。ということは、宝永大火の替え地となった新地は、遊所地として開発される新地形成とは若干異なっていたのだということができる。

しかし、時代を経るなかで、遊里との少なからぬ関係を、これらの宝永大火替え地もつことになったことは、やはり注目しておくべきであろう。

二条川東新地というか頂妙寺境内に隣接するかたちで、鴨川の東岸、二条以北に新たな新地が形成されはじめたのは、享保末年のことと伝える。『京都府下遊廓由緒』の二条新地の項によれば、傾城町島原からの出稼地という由緒をもつ二条新地は、新生洲町、新先斗町、大文字町、難波町、中川町、杉本町の六町からなっている。そして、「二条新地ハ元聖護院村畑地ニ候処、享保十九甲寅十一月、北野吉祥寺ヨリ所司代牧野河内守町奉行本多筑後守江願洛ヲ以建家地ニ相成、新先斗町大文字町致開発、其後追々人家相増候由候事」といい、追々旅籠屋渡世、茶屋渡世を公許され、宝暦十一年十一月の茶屋惣年寄が傾城町に命じられ「たときには、二条新地の茶屋株をもつものも株料を差し出して」とい¹⁹。

寛政二年六月や天保十三年の遊女取締りの幕政改革では、二条新地の遊女たちも取締りの対象とされ、その後の年限、人数制限付きの遊女屋商売公許令では、祇園新地、七条新地、北野上七軒とともに、傾城町の出稼地として二

条新地も遊里として復活しているとい²⁰う。

鴨東の二条新地といえ、宝永大火の替え地二条川東新地ではなく、傾城町の出稼地で遊里として知られる二条以北の新地をさすようになっていったのであろうか。また、宝永替え地の二条川東新地と遊里の二条新地とは生業等をめぐる関連はなかったのであろうか。文化七年の刊行とされる『文化増補京羽二重大全』の「所々新家地」の項では、「宝永五子年二条川東新家地」として、大火後の町家および二十七カ寺の替え地を記しており、遊里となった新地は「二条北川東聖護院領新生洲（洲カ）新地」として書きあげている。『京都府下遊廓由緒』や『京都坊目誌』は、むしろ後者の方を「二条新地」と称しているので、明治以降は、遊び里の方が二条新地とよばれていたことはたしかであらう。

内野新地の場合も確実な史料はないものの、三番町、四番町、七番町などが煮売屋株を免許されていたといい、寛政年中には四番町、五番町ともに北野社および愛宕山参詣の道筋にあたることから煮売茶屋渡世を出願し、茶立女を置くことも認められていたと伝える。隣接する三石町・利生町なども寛政以前から茶屋株・旅籠株を許され茶立女

を置いており、五番町は寛政二年十一月から遊女商売を公許されたともいう。⁽²¹⁾ここは、北野上七軒の出稼地という由緒をもっていた。北野社や愛宕への参詣人の通路にもあたるといふ由縁をたよりとして煮売屋、茶屋の営業許可を得、茶立女を召しかかえ、傾城町の出稼地北野上七軒の出店といふ由緒をひっぱり、遊女屋開業にいたったものと考えられる。

同様の経緯は、元真如堂跡替え地でも見える。元禄五年の火災で焼失した真如堂等六カ寺が鴨東へ移転した寺町今出川下ルの元真如堂跡空地の一部には、元禄十六年に、松屋町通丸太町下ル・猪熊通丸太町下ルなどから所司代用地の替え地として移された扇町、新松屋町、大猪熊町などが形成されはじめていた。その後宝永大火後の替え地ともなり、烏丸上長者町の新在家東町などから移住者があり栄町も誕生していた。⁽²²⁾

しかし、公家町東北部に隣接するとはいえ、町家地としての立地はよくなかった。新松屋町とともにのちに遊所化する夷町は、安永四年に猪熊通丸太町下ルが所司代用地として収公されるにともない替え地として当地に形成された町であるが、「新松屋町、夷町共、新地引移之砌ヨリ、端々

ニテ渡世難儀之訳ヲ以、煮売茶屋差許相成」つたといふ。⁽²³⁾すなわち市街地のはずれであるために生計がたてにくく、煮売茶屋渡世を許可されていたといふのである。

明和三年に同所の中御霊裏松植町の開発問題がもちあがつたときの松植町の口上書にも「私共町内は、前々より多分料理旅籠商売仕、並炭薪商売仕候もの共人交り在之候処」とか、「私共町内は、端々之義ニ御座候得共、町幅広く御座候付、右商売人共何れも家業相続仕」と、市街地のはずれであること、料理屋、旅籠屋、薪炭商などを営んでいることが記されている。⁽²⁴⁾

寛政二年の遊女取締りで厳しい取締りをうける対象となっていた元真如堂跡新地の困窮を訴えた同年十一月の口上書には、新地の遊所化の経緯がさらに詳しく記されている。⁽²⁵⁾

一、栄町之儀ハ、往古ハ烏丸通東裏筋新在家東町ニ住居仕罷在候処、宝永五年子三月大火之節類焼仕、夫より御用地ニ被召上、同年十一月朔日当初江御替地被下置、然共端々之儀ニ付、渡世も差支難儀仕、尤当初之儀ハ北在之出口ニ御座候得ハ、煮売或ハ煎茶等之渡世仕度、右株御赦免之儀、翌丑年十二月御訴訟奉申上候処、書

付差上置候様被仰渡、其後年々ニ御願奉申上候処、享保七年寅三月、河野豊前守様御在役之砌、三株御赦免被成下、表ニ行燈を掛置渡世仕候様被仰渡候得共、三株^ニ而ハ行届不申、何卒家別ニ茶屋株御免被成下度段、尚又御願申上候処、右三株を以家別ニ手広ニ渡世仕候様被仰渡、一統渡世仕来候。

町はずれであつて渡世に苦しむ地域ではあるが、今出川口という洛北・洛東への出入口にあたるという地の利を活かして煮売渡世などをしたいと、替え地移住直後から出願していたこと、出願から十六年目の享保七年になつて三株の茶屋株が認められ、三株の名目で町中全体が茶屋渡世を行なつてきたというのである。ところが、寛政二年の遊女取締りによつて、「此度私共町々茶屋渡世仕候者共、売女御吟味落着之上、夫々御咎又ハ家財三分ニ取上被仰付、奉恐入」と、遊女稼ぎが発覚して処罰された。²⁶口上書では、真如堂跡栄町・同所新松屋町・同所夷町・中御霊裏松植町が連署して、天明大火による類焼と遊女取締りによる処罰で渡世を失つた当地の再興のため、他の遊所新地同様に遊女茶屋営業の再許可を嘆願するという文案となつている。

その後の動向は不明であるが、明治三年四月に二条新地

の出稼地という由緒によつて、新松屋町・夷町（合併して新夷町）に遊女屋渡世が許されたと『京都府下遊廓由緒』にある。この新夷町が白梅辻子と称されるものである。

新三本木については、明瞭な記録もなく、『京都府下遊廓由緒』によれば、天保十三年の遊女取締りの幕令にも新三本木はかわりなかつたとしていたので、表立つた遊女営業はみられなかつたのであろう。ただし、明治三年三月には「芸者共紛敷渡世罷在」とあるので、のちには遊所化してしたのであろう。同年四月あらためて、傾城町の出稼地という名目で茶屋芸者渡世が許されたという。²⁷新三本木の場合、鴨川畔という地の利を活かした遊興地化が徐々にすすんでいったと考えられる。

以上、宝永五年大火後に替え地として形成された新地において、実態不明の二条川東新地を除き、ほぼ煮売屋、茶屋、宿屋渡世から遊所化傾向がみられることを検証してきた。遊所・遊里が市街縁辺部であるから認められるのか、町はずれであるからほかに都市的生業を営みがたく、遊興施設的生業へ走らざるを得ないのかは判然としない。おそらく相互に関連しているのであろう。

近世都市の新地形成のうち、為政者による都市計画に

よって市街中心部から追われ、郊外に集団移住をさせられた宝永五年大火後の替え地型新地について論じてきた。強制移住の場合でも、特別な有利な移転条件があったことはほとんど認められず、むしろ郊外の新開地に放り出される経緯から、生業の変更を余儀なくされ、立地条件を活かしながら遊所化への道をたどる場合が多いことを指摘できよう。

註

- (1) 『京都市編』『京都の歴史』第四卷「桃山の開花」・第五卷「近世の展開」・第六卷「伝統の定着」の三巻の別添地図参照。第四卷の「京都―名所と町組の成立」の「桃山時代・都市改造以前」の京都の図は、天正十七年ころまでの市街景観を示しており、第五卷の「近世都市Ⅱ京都の構造」の図は延宝・元禄期の京都市街を復元し、第六卷の「伝統と文化の都市Ⅱ京都」の図は天明・文化期の京都市街を、それぞれ京都市の現在地形図の上に描いており、一見して都市化の様相をうかがうことができる。
- (2) 鎌田道隆著『近世都市・京都』（角川書店）参照
- (3) 国勢調査の統計数値によれば、上京区・中京区・下京区の三区合計人口は、最大が昭和三十年で四十六万二千四百八十一人、最低は平成二年で二十五万五千九百九十四人であ

る。

- (4) 鎌田道隆著『京 花の田舎』（柳原書店刊）参照。近世都市の京都が巨大都市化しなかったことの表現が花の田舎であり、そこに京都の魅力があったことを論述している。
- (5) たとえば、新地開発出願に際しては新地内または往来筋の道・橋の維持管理や、上納金の納付などの付帯条件が必要なきことが多い。
- (6) 『徳川実紀』第六編「常憲院殿御実紀卷五十八」の宝永五年八月二十二日条に、「先に火に達し公卿殿上人以下の輩に、所司代松平紀伊守信庸して、居宅構造の費用を領布せしめられる。九条左府輔実公、京極兵部卿文仁親王、鷹司前関白兼熙卿は金二千両づ、（後略）」というように、見舞金また補助金と考えられる金高が詳しく書きあげられている。
- (7) 『京都市編』『京都市史地図編』（昭和二十二年刊）所収。
- (8) 『京都御役所向大概覚書』（清文堂史料叢書）上巻二〇七頁―二〇九頁。
- (9) 『京都御役所向大概覚書』（清文堂史料叢書）上巻三三七頁。『統史愚抄』元禄六年六月十九日条に、「真如堂八月、仏体遷、座等の事有東北院、極楽寺、迎正寺、来迎寺等を洛東に移す。又法正（性力）寺、正迎院等を鴨川の東岸に移すと云。
已上、去る元禄五年十一月」とある。
- (11) 『京都市編』『京都の歴史』第四卷「桃山の開花」第三章第三節「お土居と寺町」（木下政雄氏・横井清氏共著）三〇二

頁一三〇三頁参照。

(12) 碓井小三郎編『京都坊目誌』参照。

(13) 京都市編『京都の歴史』第五卷「近世の展開」第二章第四節「町の変貌」(西川幸治氏著)一六四頁～一六六頁参照。
お土居の破壊が進行していった状況が分析されている。

(14) 『京都御役所向大概覚書』(清文堂史料叢書)上巻三五六頁。
「寺地替地之事」。

(15) 同前。

(16) 『新修京都叢書』第三巻所収。同書六頁の「都すゝめ案内者」
解題にも触れているが、下巻末尾の絵図に関して「子ノ年
よりの新地引地まできはしく絵図にあらはし、新改正増補
都すゝめと題号をあらため、あまねくひろむる者也」とあ
り、子の年とは宝永五年大火の年であるからその後十二年
以内の刊行と解釈されている。

(17) 碓井小三郎編『京都坊目誌』

(18) 『京都御役所向大概覚書』(清文堂史料叢書)上巻一九〇頁。
「焼豆腐屋敷之事」の項に、祇園町北側の水茶屋焼豆腐屋
とともに、新河原町筋の旅籠屋・豆腐茶屋などが、「宝永
五年子五月茶屋・旅籠屋・豆腐茶屋御停止被仰付候」とあ
り、土手町筋の新町・大黒町・榎屋町三町は宝永五年五月
御用地となり替え地も与えられず、茶屋・旅籠屋渡世も禁
止されたと記されている。なお、新三本木の旅籠屋二軒も
営業停止であったという。

(19) 『京都府下遊廓由緒』

(20) 同前。

(21) 同前。

(22) 碓井小三郎編『京都坊目誌』。「中御霊裏町文書」(京都市
歴史資料館収集文書)など。

(23) 『京都府下遊廓由緒』所収「白梅辻子」の項。

(24) 『中御霊裏町文書』(京都市歴史資料館収集文書)。なお、
同文書は京都市編『史料京都の歴史』第七「上京区編」の
「京極学区」のなかに翻刻引用されている。

(25) 同前。

(26) 同前。

(27) 『京都府下遊廓由緒』